

(新旧対照表)

『インターネット支店』取引規定」の改正内容

※ゴシック・下線が変更箇所

変更前	変更後
～略～	(現行どおり)
第2条 取引の開始	第2条 取引の開始
～略～	(現行どおり)
<u>(6) 当店の利用にあたり「いよぎんダイレクト」の契約は必須とし、本店との取引に関して開設された預金口座はすべて「いよぎんダイレクト」の代表口座または登録口座として登録されるものとします。</u>	(削除)
<u>①本店との取引開始にあたり「いよぎんダイレクト」を未契約のお客さまは、口座開設時に「いよぎんダイレクト」を併せて申し込みしてください。なおこの場合、前項にて開設された普通預金口座を「いよぎんダイレクト」の代表口座として登録するものとします。また、貯蓄預金口座または総合口座定期預金口座を同時に開設する場合、当該口座は「いよぎんダイレクト」の登録口座として登録いたします。</u>	
<u>②本店との取引開始にあたり「いよぎんダイレクト」を契約済のお客さまについては、取引開始時に開設する預金口座すべてを既にご契約いただいている「いよぎんダイレクト」の登録口座として登録いたします。</u>	
<u>なお、本店で開設する普通預金口座を「いよぎんダイレクト」の代表口座として利用することを希望する場合は、当行所定の手続きにより代表口座の変更依頼を行ってください。</u>	
<u>(7) 本店以外の当行本支店から、取引店の変更を行うことにより本店と取引を開始することはできません。</u>	(6) 本店以外の当行本支店から、取引店の変更を行うことにより本店と取引を開始することはできません。
～略～	(現行どおり)
第4条 本店との取引方法	第4条 本店との取引方法
(1) 本店との取引は、原則として以下のいずれかの方法により行うものとします。	(1) 本店との取引は、原則として以下のいずれかの方法により行うものとします。
① 「いよぎんダイレクト」による取引	① 「いよぎんダイレクト」 <u>または「AGENTアプリ」</u> による取引
～略～	(現行どおり)
(2) 停電・故障等により当行のATM・CDによる取り扱いができない場合および	

変更前	変更後
通信機器・回線等の障害等により「いよぎんダイレクト」による取引ができない場合には、当店以外の当行本支店において、窓口営業時間内に限り当行所定の方法で取引を受け付けるものとします。なお、これに伴い当店のサービス取扱に遅延または不能等が発生した場合においても、当行は責任を負いません。 ～略～ 第5条 取引確認方法 ～略～ (1) 本店では預金通帳または証書の発行はいたしません。本店におけるお客さまの取引残高、取引明細等は、お客さま自身が「いよぎんダイレクト」を利用して適宜確認し、必要に応じて印刷していただくものとします。 (2) 前項に定める取引残高、取引明細等の確認が可能な期間は、当行所定の期間とします。 (3) 残高証明書等の発行が必要な場合は、当行所定の方法によりお申し込みいただくことにより発行いたします。なおこの場合、本店では当行所定の手数料を「いよぎんダイレクト」の代表口座から払戻請求書の提出なしに引き落とすものとします。 ～略～ 第13条 解約 (1) お客さまが本店に開設した口座その他の本店との取引を解約する場合は、本店に申し出のうえ当行所定の手続きを行ってください。なお、本店を引き続き利用する場合は「いよぎんダイレクト」契約および本店普通預金口座を解約することはできません。 ～略～ 第14条 規定の準用 (1) 本店との取引において本規定に定めがない事項については、「いよぎんダイレクト」サービス規定をはじめ、各種預金規定、振込規定など当行が定めるすべての規定により取り扱います。	(2) 停電・故障等により当行のATM・CDによる取り扱いができない場合および通信機器・回線等の障害等により「いよぎんダイレクト」または「AGENTアプリ」による取引ができない場合には、本店以外の当行本支店において、窓口営業時間内に限り当行所定の方法で取引を受け付けるものとします。なお、これに伴い当店のサービス取扱に遅延または不能等が発生した場合においても、当行は責任を負いません。 (現行どおり) 第5条 取引確認方法 (現行どおり) (1) 本店では預金通帳または証書の発行はいたしません。本店におけるお客さまの取引残高、取引明細等は、お客さま自身が「いよぎんダイレクト」または「AGENTアプリ」を利用して適宜確認いただくものとします。 (2) 前項に定める取引残高、取引明細等の確認が可能な期間は、当行所定の期間とします。 (3) 残高証明書等の発行が必要な場合は、当行所定の方法によりお申し込みいただくことにより発行いたします。なおこの場合、本店では当行所定の手数料を「いよぎんダイレクト」の代表口座またはお客さまが本店に保有する普通預金口座から払戻請求書の提出なしに引き落とすものとします。 (現行どおり) 第13条 解約 (1) お客さまが本店に開設した口座その他の本店との取引を解約する場合は、本店に申し出のうえ当行所定の手続きを行ってください。なお、本店を引き続き利用する場合は本店普通預金口座を解約することはできません。 (現行どおり) 第14条 規定の準用 (1) 本店との取引において本規定に定めがない事項については、「いよぎんダイレクト」サービス規定および「AGENT」アプリ利用規約をはじめ、各種預金規定、振込規定など当行が定めるすべての規定により取り扱います。 (2) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定を優先して適用いたし

変更前	変更後
(2) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定を優先して適用いたします。 (3) お客様が個別の規定を必要とする場合は当店に請求いただくものとします。	ます。 (3) お客様が個別の規定を必要とする場合は当店に請求いただくものとします。

以 上